〈資料４〉2011年度「里親支援機関事業に関する調査」の集計結果まとめ

里親支援機関事業に関する調査　　回収率88％　(67か所送付のうち59か所回収)

＊資料作成にあたり、自治体が特定されるような表現は避けるよう配慮した。
＊番号はアンケート調査用紙の番号に対応している。

１．現在、里親支援機関事業を実施している自治体：59 自治体のうち57自治体(97％)

２．現在里親支援機関事業を実施している自治体のうち、
2-1)里親支援機関事業を部分的にでも開始した年度

(表１)

～H20	H20～	H21～	H22～	H23～	無回答
6	17	13	3	15	3

2-2)事業(専門里親研修を除く)を児童相談所以外に委託している自治体：34自治体(60％)

2-3)事業を児童相談所以外に委託していない自治体(22自治体)のその理由
(複数回答あり)。

(表２)

ア)児童相談所で十分実施できるため	7
イ)里親委託をあまりしていないため	0
ウ)里親支援機関事業についての周知が進んでいないため	5
エ)民間機関で里親支援をするという想定がないため	1
オ)委託できる民間機関がないため	11
カ)その他	2

自由回答記述）2
・自治体として里親支援機関事業の実施体制を構築した上で、民間への委託を検討していくこととしていたため
・現在検討中

2-4）　平成23年度現在実施している事業（複数回答あり）。

（図１）

里親制度普及促進事業①普及啓発

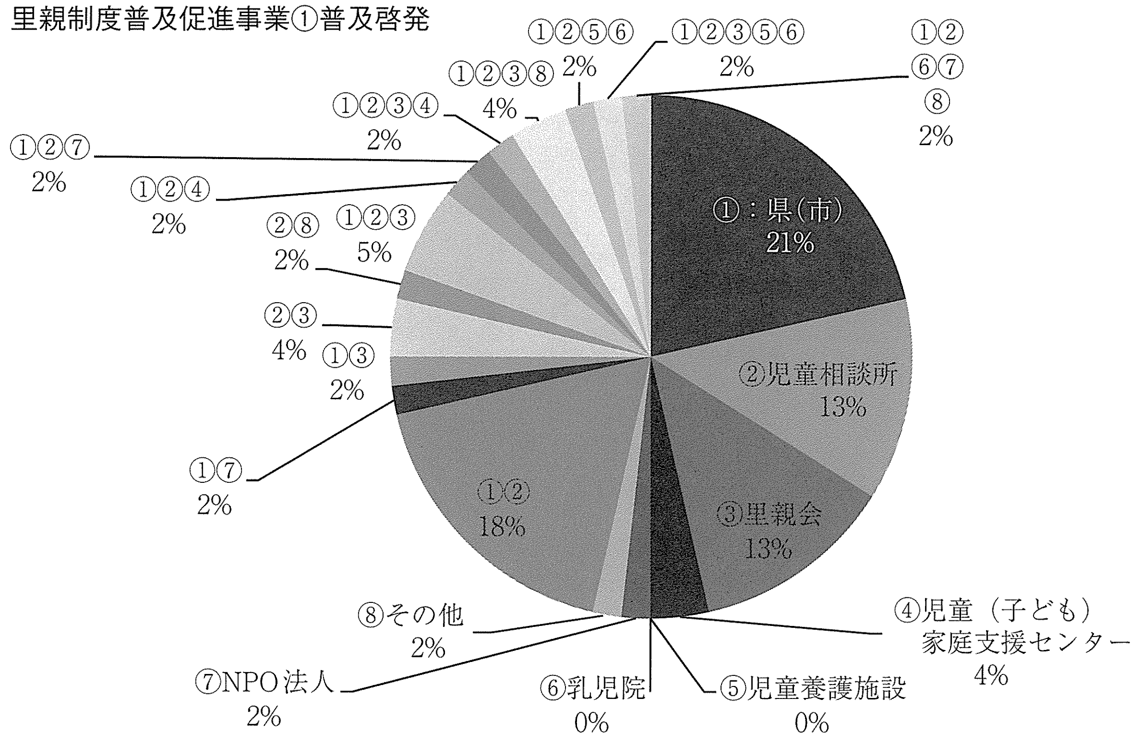

（図２）

里親制度普及促進事業②養育里親研修

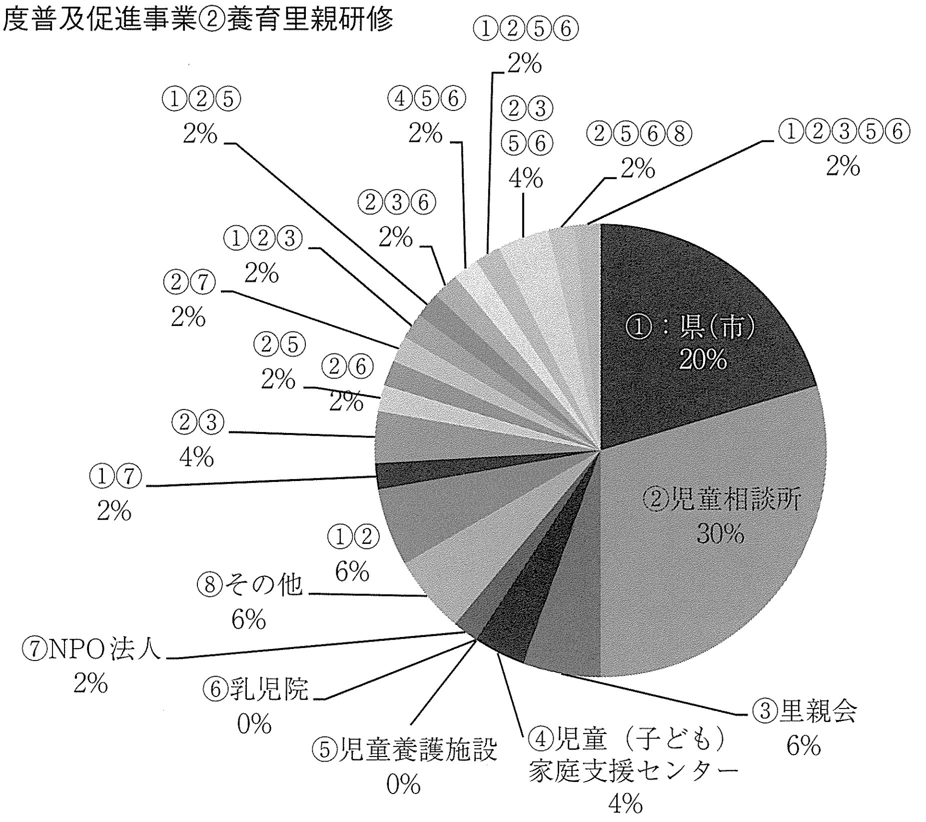

(図３)
里親制度普及促進事業③専門里親研修

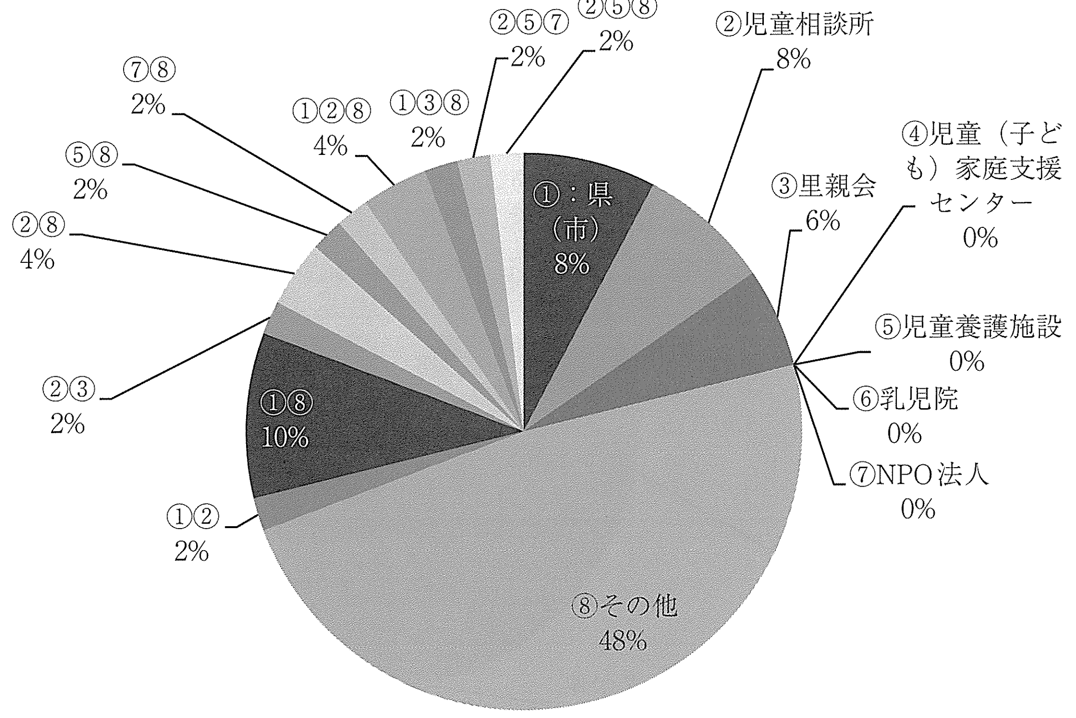

(図４)
里親委託推進・支援等事業①里親委託支援等

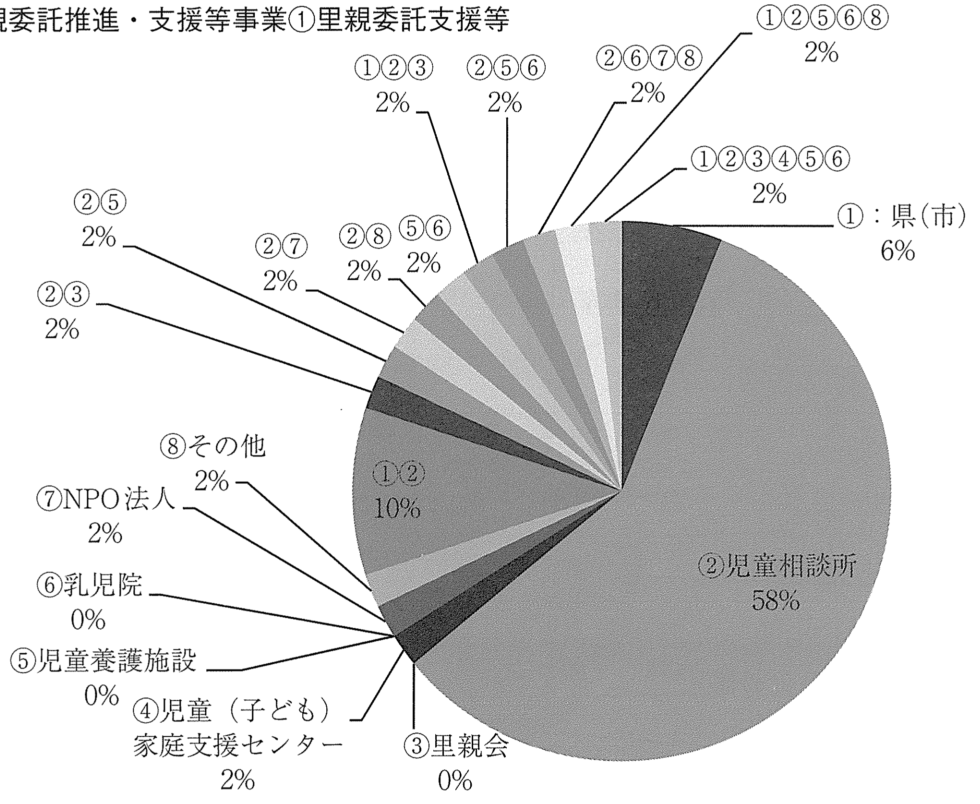

（図５）

里親委託推進・支援等事業②里親等への訪問支援

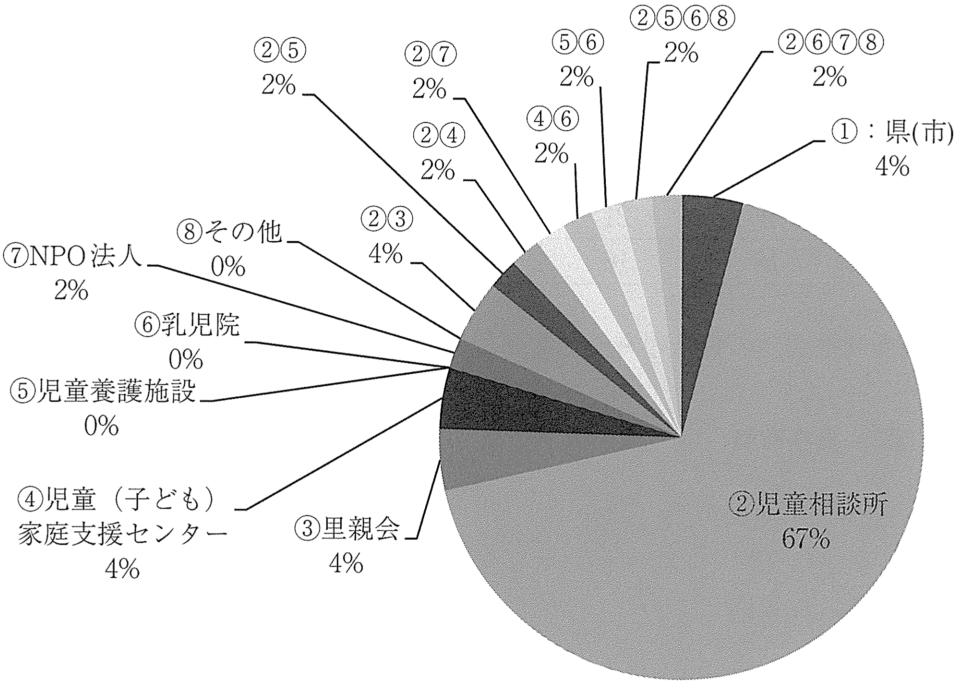

（図６）

里親委託推進・支援等事業③里親等による相互交流

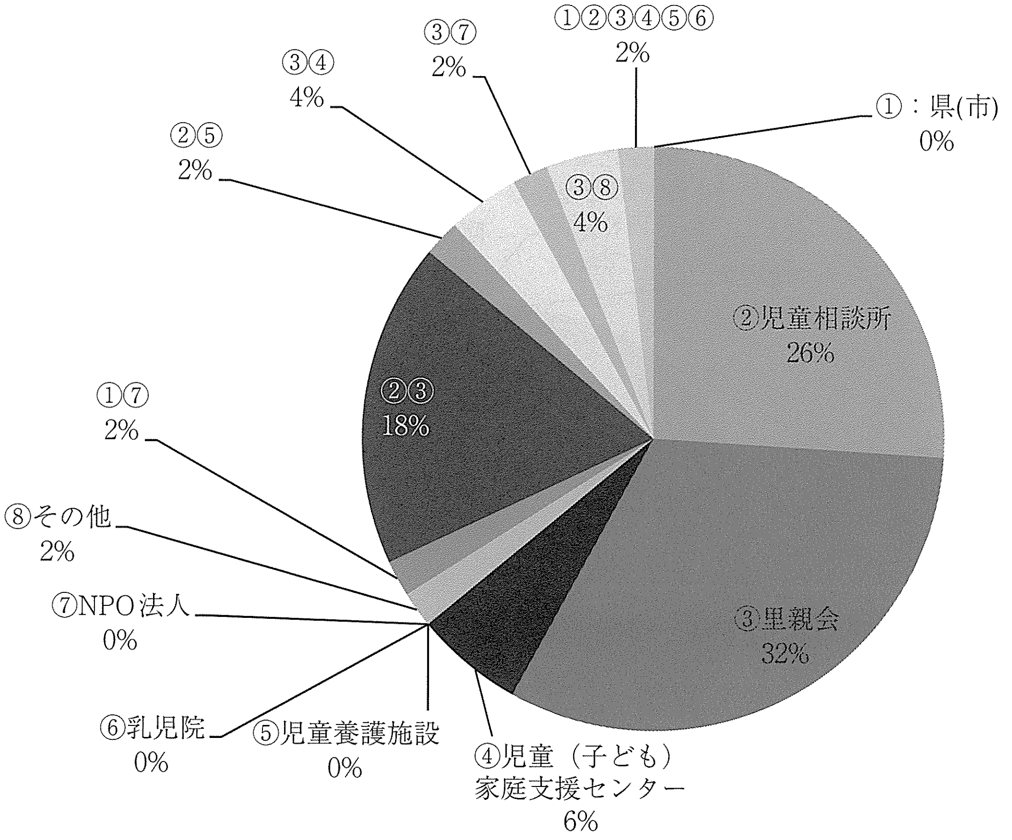

3．「里親委託推進・支援事業」の実施体制について

3-1）里親委託推進員を配置している自治体　　県全体：31自治体　　各児相：22自治体

3-2）里親委託推進員の人数

（表３）

	0名	1名	2名	3名	4名	5名以上
県全体	8	21	6	3	2	2(6名／8名)
各児相	18	16	3	2	1(7名)	

3-3）里親委託推進員の資格の有無と実務経験の有無

（図7）資格有無

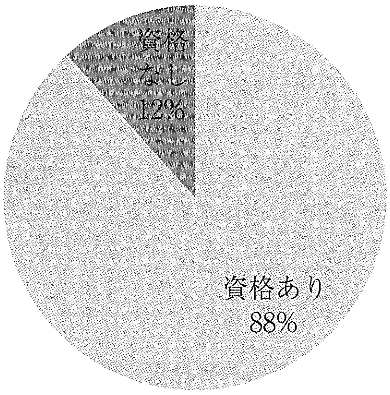

（図8）資格種別内訳

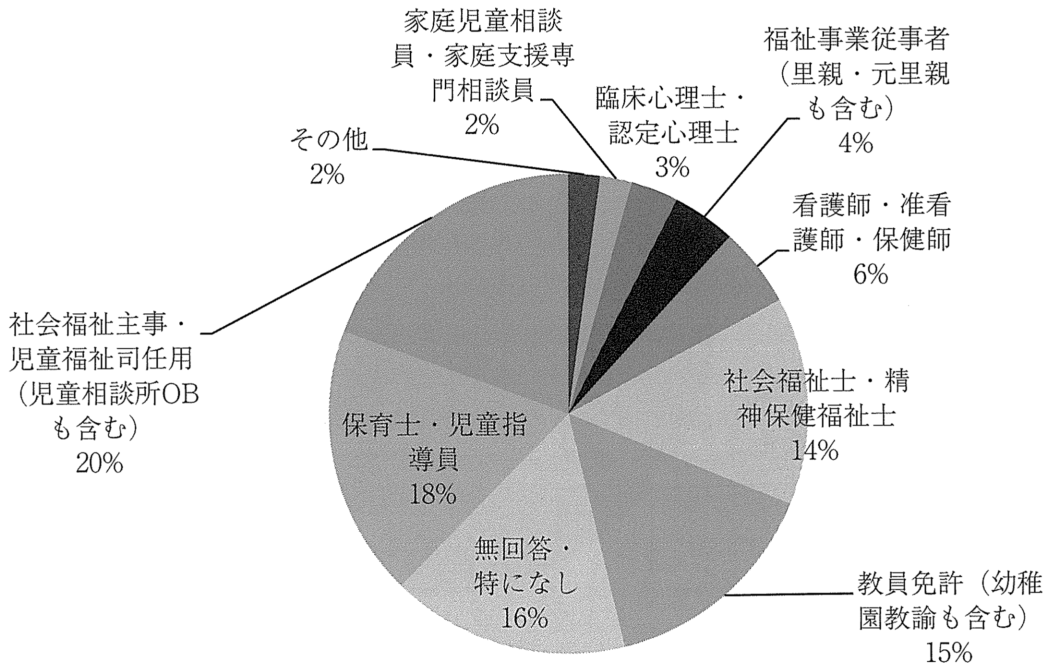

（図9）実務経験有無

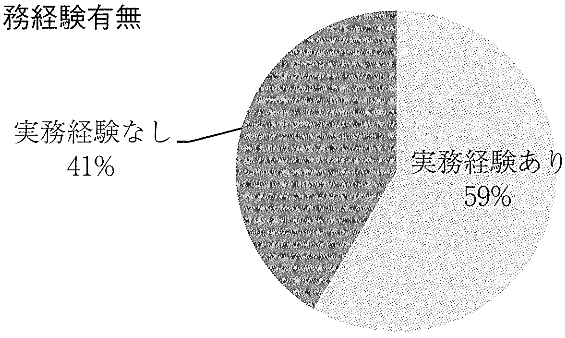

（図10）実務経験内訳

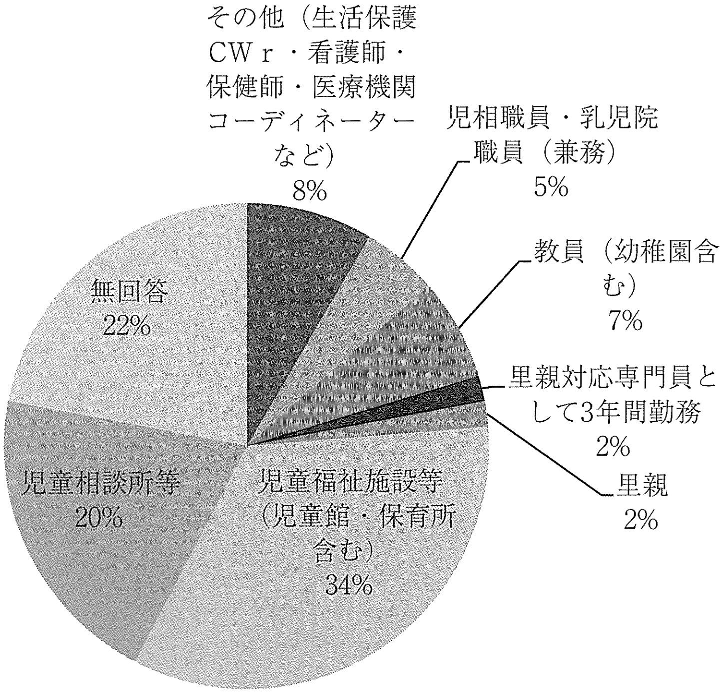

（図11）雇用形態

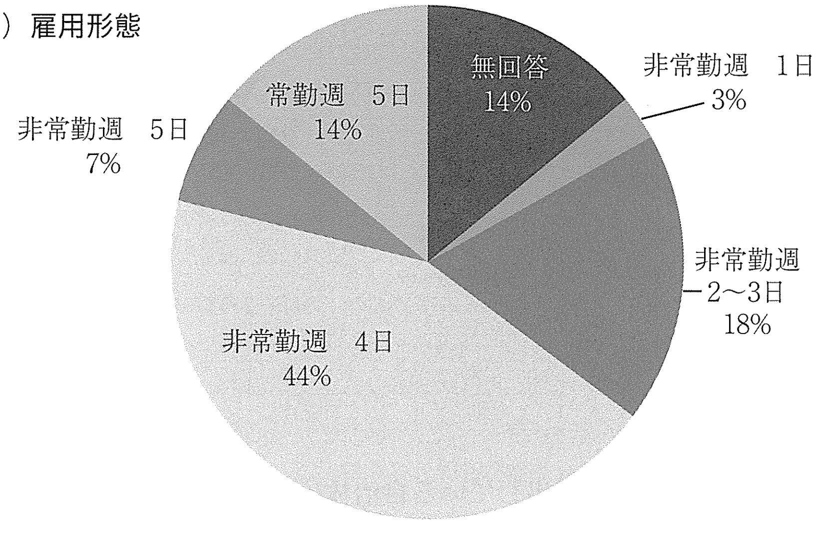

3-4）里親委託推進委員会設置の有無

（図12）

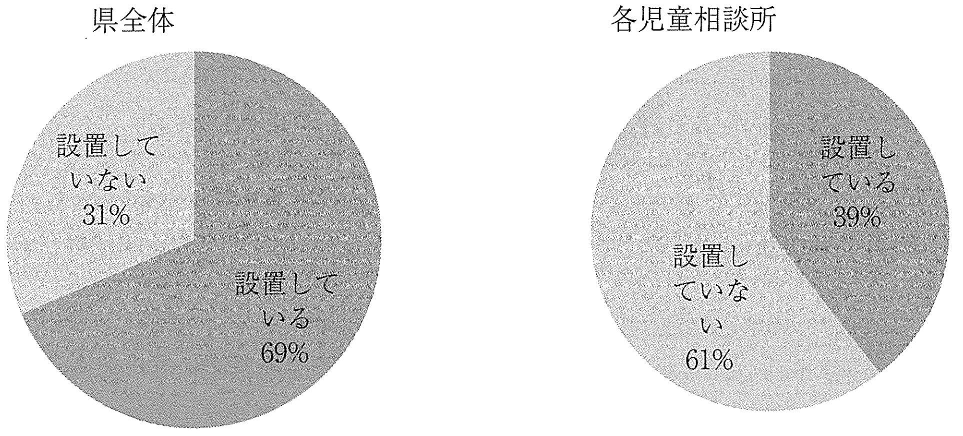

3-5）里親委託推進委員会実施の頻度

（図13）

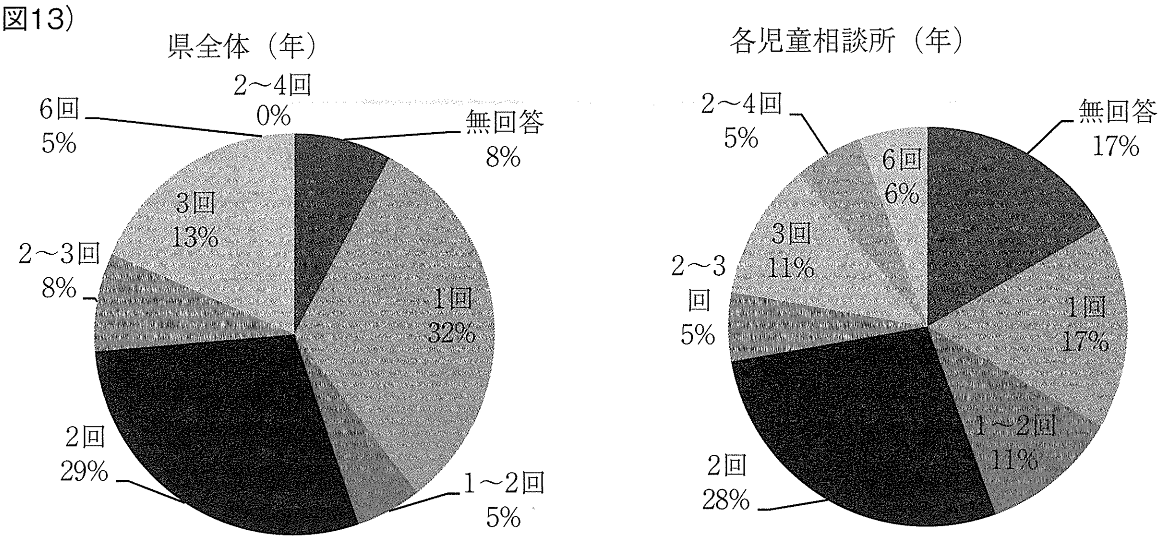

4．委託費の平均：3,300,442円

＊ただし、人数や回数などで費用を算出している自治体は除いた。

5．里親支援について各自治体で課題となっている点(複数回答あり)

(表4)

ア)里親になる人が少ない。	15
イ)里親制度の普及や運用が難しい。	13
ウ)年長の子どもの里親委託が難しい。	22
エ)里親への継続的支援が難しい。	12
オ)里親会との連携が難しい。	6
カ)里親支援機関と児童相談所・県(市)との連携が難しい。	3
キ)里親支援を行う人材の育成が難しい。	14
ク)児童相談所職員が多忙で里親関係の業務に関われない。	26
ケ)里親支援機関事業を委託できる機関が少ない。	14
コ)里親支援を行うための予算・人材などが不足している。	17
サ)里親委託を行う政策的誘導があまりない。	3

自由回答記述）6

・児童養護施設との連携が難しい。

・里親になりうる人はいまだたくさんいると思うので、より多くの情報発信を行い、里親の開拓を根気よく行う必要がある。

・里親委託率がなかなか上がらない。

・財源は国庫1/2、各都道府県一般財源1/2。支援機関事業の各メニューを実施、拡充する場合、結局一般財源の確保が困難な点が課題。

・里親制度への理解促進と支援の充実。

・里親と児童のマッチングの難しさや登録里親の高齢化等により、里親委託が進みにくい現状があるため、要保護児童の多様なニーズに対応できる養育里親を新規開拓する必要がある。

6．里親支援機関事業の外部委託について

(表5)

ア)外部委託する必要がない(県や児童相談所で十分である)。	7
イ)外部委託したいが具体的に機関がない。	18
ウ)民間機関に外部委託することを躊躇している。	2
エ)外部委託しても効果が望めない。	2
オ)里親支援機関事業を推進する予算が不足している。	5
カ)里親支援機関事業に関して、国の積極的な政策的誘導がなく、周知されていない。	4

自由回答記述）18

・既に一部委託している。

・来年度以降、外部委託を検討している。

・先行事例が少なく、効果が曖昧なため、予算確保の説明材料に乏しい。

・子ども家庭支援センターとの役割分担を行い、それぞれの専門分野に注力すると、委託の効果が高まると考えられる。

・委託可能な事業であれば、委託を推進したい。

・外部委託先として適切なところがあれば問題ないと思う。

・本県では未実施のため回答できない。

・里親会に委託しているが、組織力が弱く、支援機関として充分に機能しているとはいえない

状況。
・現在は行政で対応しているが、今後支援の拡充を図る際、適宜外部委託を活用していきたい。
・現時点では里親支援を全面的に委託できる機関はない。
・部分的には外部委託しているが、すべてを委託することは難しい。
・民間のノウハウを活用することは有効である。
・里親制度の普及啓発・里親の資質向上等について、行政とは別の視点から新たな事業内容を企画し、積極的に取り組んでいただいている。
・外部委託は必要と考えている。
・外部委託にしても特に問題は無い。

解説：June Thoburn氏の講演「イギリスの家庭的養護—子どものニーズに合う里親・養子縁組を考える—」について

研究分担者　　平田　美智子

社会的養護を受ける子どもに被虐待児の占める比率が高まっており、欧米では愛着障害の予防と修復のために、早期の里親委託と施設の小規模化による家庭的養育を推進している。　そうした国際的動向と、被虐待児対象の治療里親などについて理解を得るため、イギリスの家庭養護研究の代表的研究者であるJune Thoburn（ジューン・ソブン）氏を招聘し、2011年11月4日(金)東京ウィメンズプラザにてセミナーを開催した。

June Thoburn氏は、イギリスでソーシャルワーカーとして社会福祉局で勤務した後、1979年から、East Anglia（イーストアングリア）大学で教鞭をとられた。また大学内に児童家庭調査センターという調査機関を立ち上げ、その初代所長として多くの調査研究を手がけられた。特にソーシャルワーカーに有益な調査を行い、ソーシャルワークの実践に生かしていこうという著作も多数あり、代表的な著書には『Child Placement』（翻訳『児童福祉のパーマネンス』）がある。こうした貢献が認められ、大英帝国の勲章を受章されている。イギリスのソーシャルワーカーの資格認定の基準を検討するソーシャルケア委員会にも属され、国の政策決定にも関わってきた。

本セミナーではThoburn氏に「イギリスの家庭的養護-子どものニーズに合う里親・養子縁組を考えるー」と題し、家庭養護の国際比較、家庭養護の種類、特に被虐待児や年長児などのケアに関わる治療里親について論じてもらった。治療里親の特徴や実践上の課題などについても、イギリスやアメリカの事例をとりあげ、わかりやすく説明され、今後の研究に多くの示唆を得た。尚、セミナーの詳細は以下のとおりである。

日　時：2011(平成23)年11月4日(金)　14：00～17：00
場　所：東京ウィメンズプラザ　視聴覚室
内　容：「イギリスの家庭的養護－子どものニーズに合う里親・養子縁組を考える－」
講　師：イギリス・イーストアングリア大学名誉教授ジューン・ソブン(June Thoburn)
参加者：プロジェクト研究員、「養子と里親を考える会」会員、里親、施設・大学関係
主　催：厚生労働科学研究費補助金研究
　　　　「被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究」プロジェクト
共　催：「養子と里親を考える会」
参加費：無料
プログラム：　14：00～14：10　開会挨拶、講師紹介
　　　　　　　14：10～15：50　講演(逐次通訳付き)
　　　　　　　15：50～16：00　休憩
　　　　　　　16：00～17：00　質疑応答　17:00終了

ソブン先生講演「イギリスの家庭的養護」
2011.11.04

◆はじめに

こんにちは。平田先生はじめ、本日は今回こちらの講演会を企画していただいた皆さまのおかげで、こうしてまた日本に来ることができまして、非常にうれしく思っております。皆さんといろいろな話ができることを楽しみにして参りました。里親がどういったことを子どもたちのために提供していかなければいけないのかを考えるときに、それをいかに子どものニーズに合わせていくかということを、本日はお話ししたいと思います。

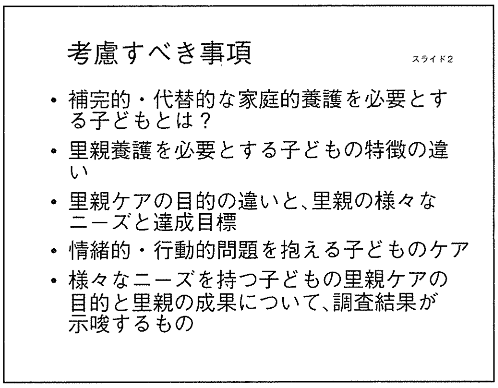

まず、1点目としましては、補完的な家庭養護を必要とする子どもはどういった子どもか、補完的という言葉を使っていますけれども、これは一般的には本当の家族がいろいろなものを子どもに提供していくわけですが、その点を補完するという意味で使っています。それをいろいろな専門家の技術などを利用しながら、いかに提供するかというところなのですが、そういった意味での補完的な家庭養護です。そして、実親の家庭、つまり実際に自分が生まれた家庭とは、また、代替的な家庭的養護を必要としている子どもとは、どういう子どもたちか。

こういったことを考えるときに、例えば、養子縁組をするということが、里親養護を通じて実現できます。この養子縁組と里親養護はまったくのイコールではありません。片方は、実際に自分が生まれたその家族とのつながりがずっと保たれるというところでの違いがありますが、いずれにせよ、この代替的な家庭養護というのを必要とする子どもたちです。

というわけで、この里親養護と一口に言ったとしましても、いろいろなニーズがあるわけです。それに関するサービスも、一つのものを提供すればいいというわけではなくって、複数のものが、一連のものとしていろいろあって、それぞれが異なる目的を持っている、そういうサービスがあるという考え方です。

そういうわけで、里親養護としてのサービス、いろいろな目的をもったものが別々に存在するとすれば、その里親のキャリアというような、つまりいろいろな種類のものが存在するであろうと、私は理解しますので、それについてお話をいたします。

ここでは、「フォスター・ケア・キャリア(里親専門職)」という言葉を使っていますが、これは何を申し上げているものかと言うと、これまた、後でもう一度話すことになりますが、例えば一つのフォスター・ケア・キャリアとしては、一人の子どもを18年間ずっと育てているというものが一つ、例として挙げられるでしょう。もう一つ、これは、イギリスでも毎年毎年プレゼンテーションをしている中でも挙げられるような例なのですけれども、一人で累計で500人くらい、つまり、短期間の養育を何回も何回も、いろいろな子どもたちのために続けているというものもあります。それも一つのフォスター・ケア・キャリアになります。それから、また、やはり情緒的、行動的な問題を抱える子ども、これについても考慮しなければなりません。そして、最後のポイントとしまして、そういういろいろな子どものタイプに対して、いろいろな種類の里親ケアがあるわけですが、そういったものがそれぞれどのような成果を出しているか、その調査結果がありますので、それについてお話ししたいと思います。

◆家庭養護を必要としている子どもたち

では、ここで、里親養護を必要としている、もっとも傷つきやすい子ども、青少年について、私がいくつかリストをしていますが、これを通訳の方に読み上げてもらいたいと思います。これは、私の国でこうであるというものなのですが、おそらく日本でもそうではないかと思います。

まず、第１点目が、「親が子どもの世話ができない·あるいはしたがらない」「親あるいは養育者から虐待·ネグレクトされた」「親以外の者から虐待、あるいは虐待される可能性がある」「親がいない、あるいは親から引き離された」子ども。それ以外に、私、よく言うのですが、今、こう続いているリストに付け加えるものとして、ギャンブルにはまってしまっている親も、こういったところに挙げるべきではないかな。例えば、パチンコに入り浸っているような親もそうだと思います。もちろん、パチンコで困っている親は、日本の方が唯一イギリスよりも多い例ではないかと思います。このような、あと五つ項目がありますが、これはすべて貧困であるとか、単に貧しいというだけではなくて、住んでいる環境であるとか親の問題とかすべての、いろいろなものが複合的に貧困から生まれて貧しい環境にいる、そういった問題に関連しているわけです。ですが、これはすべてが貧困に関係してくる問題ではありません。非常にお金持ちなのだけれども、本当に深刻に子どもを虐待している、そういう親もいます。そして、大変子ども思いで、また良い暮らしをしている親だけれども、なぜか子どもが大きな問題を抱えてしまって困っている、そういう家庭もあります。

では、次に、どのような子どもが、この里親ケアというものを必要とするのかを書いてみました。もちろん、これはその子どもの年齢がどれくらいにあたるかによって、どういう養護者をその子どもたちが必要とするかは変わってきます。例えば、２番目にきょうだいというのがありますけれども、きょうだいがいるような子どもは、ぜひとも、そのきょうだいみんな一緒にその一つのケア、里親ケアなどに入るべきです。というような、これはリストですので、ぜひ皆さんにお目を通していただきたいと思います。

里親養護を必要としている最も傷つきやすい子ども・青少年とは？

スライド3

- 親が子どもの世話ができない・あるいはしたがらない
- 親あるいは養育者から虐待・ネグレクトされた
- 親以外の者から虐待、あるいは虐待される可能性がある
- 親がいない、あるいは親から引き離された

（つづく）

スライド3－2

(続き)

- 深刻な行動・精神保健上の問題を抱える（ケアに入る前から、あるいは養護中に）
- 障がいがある、あるいは育てにくい
- 自傷行為がある
- 犯罪少年少女や保護観察中
- すでに家庭外ケアにある

貧困と権利侵害に関連

どのような子ども？

スライド4

- 乳幼児・年長の子ども
- きょうだい
- 病気・障害がある・ない子ども
- 里親委託に対する親の同意がある・ない子ども
- 少数民族の子ども
- 外国からやってきた子ども(難民含む)

（つづく）

スライド4-2

- 実親の家族に引き取られる、あるいは家族以外に引き取られる子ども
- 不適切の養育であった
- きょうだいが不適切な養育であった
- 養育は適切であった
- 犯罪少年・薬物依存など

◆家庭的養護が必要な子どもたちに実親の特徴と子どもが養護される理由

このような里親による養育が必要とするような子どもを持つ親の特徴を書いてみました。こういった親御さんたちは、非常に多くの数の方々が、自分たちが子どものときに虐待を受けていたりとか、児童養護施設などに入っていたりとか、そのような経験をした人が多いです。もちろん、大人になったときに、子ども時代にそういう里親に育てられたり、また養子となったり、また施設で生活したりという経験がある人でも、多くの人たちが立派な大人となっていくのですけれども、中にはやはり、ちょっと問題のある大人となってしまう人もいます。こちらもやはり皆さんで、ぜひ目を通していただきたいと思います。

親の特徴

スライド5

- 子どもの時の養育が不適切・不安定
- 精神保健上の問題・人格障がい
- 強迫的・支配的な性格
- 依存症がある
- 家庭内(夫婦間)暴力

スライド5－2

(続き)

- 公的介入に対し極端に懐疑的
  (親自身が社会的養護を受け、ひどいサービスを受けた、庇護申請者など正当な理由がある場合もある)
- コミュニケーションが難しい
  (来たばかりの移民で言語・法律・サービスの知識が不足している)

どうでしょうか。日本もこのような背景であるとか、家庭とかが多いでしょうか。

前回、日本に来たときにも皆さんにお話しした内容で、私どもが行っている、15カ国のいわゆる先進国と言われる豊かな国の調査なのですけれども、なぜ、子どもが養護されることになったかという理由を示しています。ここで日本がほかの国と違うところなのですけども、これは遺棄であるとか、親がいないという点。これが理由となって養護されることになる子どもの割合が、ほかの国よりも多くなっています。例えば、ほかの国ということで、アメリカで際立っているのが、9割以上の子どもたちが虐待を理由にして、養護されるということになっています。でも、これは、アメリカという国の制度によるところが大きいと思います。親の方から依頼をして、子どもをそういう養護の元に出すことを、アメリカの国の制度が許していないからです。たとえ子どもの側に何か問題があって起こったことだとしても、それを虐待と呼んでしまって、虐待があったので養護しますということになると。そういうケースもかなりあります。ですが、日本の場合はこの「遺棄」という理由が多いことの一つの理由として、実際に養護する人たちが単なる養護者ではなく本当の「里親」として子どもの面倒を見るケースがほかの国よりも多いのではないかと私は思います。ぜひ皆さんに、どういった理由を背景にして、養護という道に入ってくる子どもがいるのかを理解していただきたいと思いまして、これはとても重要な数字ですので、まず、皆さんにお見せしました。特に皆さんが、外国の諸事情から何か学びたいとお考えでしたら、これは重要です。

子どもが養護される主な理由

スライド6

国・州	虐待・ネグレクト	親の障がい・病気	子どもの障がい他	遺棄・親がいない	関係性・他の家庭問題
オーストラリア(NSW)	42%	8%			43%
デンマーク	6%	6%	56%	5％	27%
日本	20%	16%	3%	25%	35%
イギリス	48%	8%	9%	11%	24%
アメリカ(イリノイ州)	＞90%				
アメリカ(ワシントン州)	約66%		約16%		約16%

◆社会的養護を受ける子どもの年齢

次に、もう一つ、養護に入った年齢ということでお見せしていますけれども、先ほど申し上げましたように、どういった年代で、養護ということになるのかはとても重要な要素となってきます。日本の場合は、特徴的なのは、ほとんど半分に近い、かなり多くの子どもたちが、5歳に満たない年齢でこの養護に入ってくるというところです。しかし、その一方で、10歳を越

えた年齢で、ケアに入ってくるというこどもたちも４分の１近くいます。

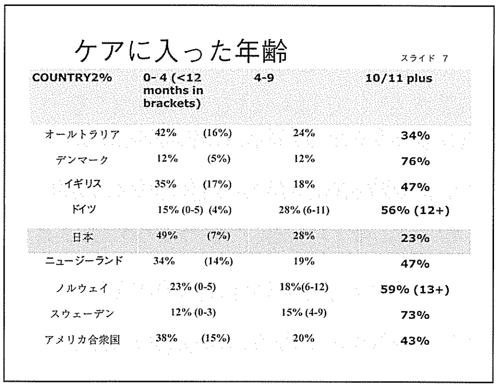

COUNTRY2%	0- 4 (<12 months in brackets)	4-9	10/11 plus
オールトラリア	42% (16%)	24%	**34%**
デンマーク	12% (5%)	12%	**76%**
イギリス	35% (17%)	18%	**47%**
ドイツ	15% (0-5) (4%)	28% (6-11)	**56% (12+)**
日本	49% (7%)	28%	**23%**
ニュージーランド	34% (14%)	19%	**47%**
ノルウェイ	23% (0-5)	18%(6-12)	**59% (13+)**
スウェーデン	12% (0-3)	15% (4-9)	**73%**
アメリカ合衆国	38% (15%)	20%	**43%**

そういった子どもたちは、このケアに入るのが５歳未満の子どもたちとは違う里親ケアが必要になってきます。ここで、ちょっと、私、自分自身で恥ずかしいと思いながら報告することになるのですが、イギリスというのは、生後12カ月未満でケアに入ってくる子どもが、ほかの国に比べてずっと多いのですね。あと、このデンマークで、北欧の事情を解説したいと思うのですけれども、北欧は非常に優れた里親ケアのサービスで、充実したものがあります。それが理由ではないかと思うのですけども、10歳を越えた、比較的年が上になった子どもたちで、このケアに入ってくる数が多くなっています。５歳未満の子どもたちより多くなっています。日本の政府がおそらく私の理解のするところでは、今後は里親ケアをいっそう増やしていくところに関心があると考えておりますが、そうなると私としては、どのようなタイプの子どもたちがそのようなケアを必要としているのかをぜひ、考察してみたいと思います。

◆情緒的・行動的問題を抱える子ども

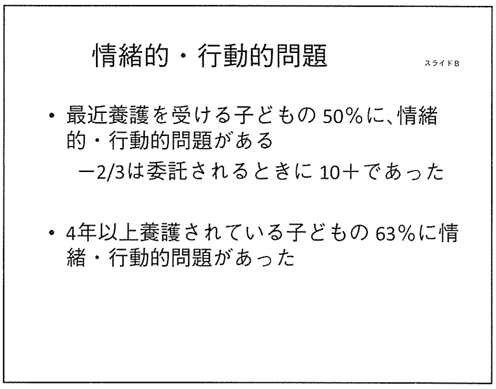

今回は、特に、情緒的・行動的問題がある子どもたちについての対処ということでお話するように言われました。そしてそのような、子どもたちを養護するような養護者、養育者の人たちには、どういったことが必要であるか話をしてほしいと言われました。実際には、こういったところを捉えるときに二つのグループに分けて考えます。それぞれに対する解決策も別々にあります。まず一つに、非常に幼いときに里親のケアに入った子どもで、５年とか６年とかたった後に、そういう問題を呈してくるような子どもたちがいます。そういったケースというと、里親家族といってもその子にとっては本当の家族と同じことでありますので、それは、一般的に自分の実子が何か問題的行動を持っていたり、情緒的な問題があったりして困っている。そういう普通のほかの家族を助けるのと同じような手助けが、そういった里親家族には必要です。そしてまた、養子縁組をした家族で、縁組みをした子どもが、育てていって何年かしたらこのような問題を呈してきてしまったとか、そういう家族もいます。

ですが、ここで書いてある１点目は、そもそも養護を受けることになったのが、情緒的、行動的な問題があったからという子どもについて書かれています。実際に、最近の英国で行われました研究結果によりますと、ケアに入ってくる半分くらいの子どもたちが、このような問題を抱えていると分かっています。実際に、その里親が必要になった年齢で考えてみますと、先ほど申し上げました母数の子どもたちの３分の２が10歳以上でありました。　ですので、そのような問題を抱えている子どもたちですから、実際にそういった子たちの里親になる人たちは、そういった問題を持つ子どもたちに対処のできるような、しっかりと技術のある人たちでなければいけないということになります。

ここに深刻な問題が書かれています。これは、イングランドの統計ですが、４年以上養護されている子どもの63%に情緒的、行動的な問題があります。ですから、このような子どもたち

の里親家族を探すにあたっては、普通のご夫婦で、たまたま子どもがいないけれどもとても子どもが欲しいとか、そういう普通のところではなくて、もっと特別なスキルを持った里親さんを探さなくてはいけないことになります。私がよく言うのですが、里親であることを望む、里子を望んでいるような人たちに対して、皆さんがもしそうなさるとすれば、これは非常に興味深く、挑戦的、なんて言うか、克服しなければならないことがいろいろ出てくる、そして同時に非常に報われる。そういったことになります。でも、ただ普通に子どもの親になるのとは、かなり違う体験をすることになりますとお話しします。またさらに、里親になったとして、もしかしたらその引き取った子どもが、性格的に穏やかで、あなたたちのことを親として愛してくれて、そして学校の成績も良くてと、運よくそうなるかもしれませんけれども、もしかしたらそうはならないかもしれません。ですが、こういった養子縁組など、養護に入るときの年がいくつかと考えたときに、たとえそれが２歳未満のときにそうした体験をした子どもであっても、問題が出てくることはあります。これは、もしかしたら遺伝であるとか、生まれた直後の数カ月に本当にひどい扱いを受けたであるとか、とても傷つきやすい性格を持った子どもであるとか、いろいろな理由は考えられますが、幼いときに養護に入った子どもであっても、後にとても大きな問題を生じてしまうような子どももいます。ですから、日本政府がもし、「皆さん、里親になりましょう」といったキャンペーンをするとしても、こういった点で現実的なものでなければならないと思います。

◆里親の種類

里親の目的・キャリアの違い スライド９

- 短期・家族支援
- 緊急一時保護
- 長期里親委託への準備
- アセスメント（子どものみ・家族のみ・両方）
- 治療（子どものみ・家族のみ・両方）
- 自立までの架け橋
- 養育里親（補完的ケア・代替親）

そして、先ほども少しお話ししたのですけれども、この「里親」と言ったときに、その種類の違い、どういうような養護を必要としているか、その理由の違い、目的の違いなどがいろいろあります。一番下のところでは、「ケア」、養護するというところと、アップブリング（養育）、実際に親として子どもを育てていくというこの二つのことを話しています。この最後の点は、どういった子どもの年齢であっても、必要とするかもしれません。例えば、12歳の時点で急に親が交通事故で亡くなってしまって、誰も親戚で面倒を見てくれる人などがいないとか。そうすると、この代替的な親というものが必要になるでしょう。ですが、通常の場合で言いますと、こういった立場の養育里親が必要になってくるのは、７歳以下の子どもたちです。そしてまた、通常の場合、代替の親を持った子どもであったとしても、自分が生まれた家族とは何らかのつながりを持っているのが普通です。実際に、非常に長い期間、その里親となった代替の親と過ごすことになるとしても、元の自分が生まれた家族とのつながりを保つのが一般的です。

今、私が話したのは最後の点なのですが、それ以外の上の６つの点、これは、短期間に行われるものです。これを行う方々は養護者でありますけれども、これを職業として、ソーシャルワーカーなどと一緒にサービスとして提供するという考えでやってらっしゃる方々です。治療里親というのがあるのですが、この点については、後でまた別項目でお話しします。これが、一つのキャリアですし、また、アセスメントというのもあります。

◆国による社会的養護の違い

国	施設・グループホームの子ども	10,000人当たり0 -17歳の施設養護の割合	10,000人当たり里親養護(親族も)	施設養護の子どもの割合	10-17歳児の養護の割合
Australia	1,628	3	67	5%	45%
Denmark	5,087	42	42	41%	74%
France	54,834	41	54	40%	64%
Germany	60,571	41	34	54%	64%
Ireland	455	4	42	8%	50%
Israel	8,249	34	8	80%	
Italy	15,600	15	17	48%	
Japan	35,146	15	1	91%	
N Zealand	992	10	37	<20%	49%
Norway	1,527	13	53	19%	62%
Spain	14,598	19	31	38%	
Sweden	2,553	13	49	21%	74%
England	7,917	7	36	13%	62%
Scotland	1611	15	48	23%	59%
USA	63,600	9	40	15%	50%

国による相違の理由　　スライド11

- 社会制度、家族観の相違
- ケア・治療の効用に対する信頼感
- 要保護児童の背景（年齢と民族）
- 法制度（里親養護を受けた後、養子縁組可能）
- 要保護児童の統計に含まれる子どもの種類（例ー犯罪少年、障がい児を他に分類）
- 成果に関しては、測定方法が国により異なるため国により多様

すみません。これ皆さんのお手元の資料で、アメリカのところの数字が間違っておりましたので、訂正させてください。この施設養護と里親養護、この関係性についてはまた後ほど説明します。こちら、皆さん、ご存じでありますように、日本は、施設養護の子どもの割合が91％で、ほかと比べて突出して多くなっています。例えば、オーストラリアですと５％です。ですが、一つの理由として、そもそも、こういう養護という立場にある子どもの数そのものが、ほかの国と比べてずっと少ないということが言えるかもしれません。例えば、見方として人口１万人あたりで、施設養護を受けている子どもの数が何人いるか。それは15人で、そうすると、日本はイタリアと同じということになります。ですから、施設の養護を受けている子どもの数が、だいたいどのくらいの割合でいるのだろうかと考えたとき、ほぼイタリアとかスウェーデンとかと同じくらいだと考えていただいて結構だと思います。デンマークやフランスやドイツやイスラエルの子どもに比べたら、その数はかなり少ないことになります。例えば、総数で見たときに、ドイツは６万人もの子どもが施設に預けられていますけれども、日本ですと３万５千人です。そしてこれは、実際に施設に入ってくる子どもを分析した数字なのですけれど、それを見たときに、年が大きくなっている子どもに対しての方が、おそらくこの施設養護というのはふさわしい仕組みになっているのではないかと思います。実際に、虐待児、被虐待児のための施設というのを開原先生に見ていただきましたけれども、そこでのことを考え合わせると理解していただけるかと思います。実際にもう一つの別の側面を見てみますと、いわゆるアングロサクソンの国と言われるようなアメリカや英国、ニュージーランド、アイルランド、オーストラリア、そういったところでは施設養護はあまり使っておりませんで、里親養護でこういう養護をすることが多くなっています。一方で、日本とかイスラエルを見てみるとどうでしょう。１万人あたりの里親養護、それをされている子どもの数が、日本だと１人、イスラエルは、８人です。これをひとつひとつは説明しませんが、なぜこれだけ国によって違いがあるのかという理由が書いてあります。いろいろな制度の違い、社会制度や家族制度に対してそれをどう捉えるか。そういった家族観の違いが国によってあります。ですので、私としては、ぜひ、ディスカッションのたたき台として、これだけ里親制度というものを日本では浸透させようと努力しているにも関わらず、里親養護を受けている子どもの数が少ないのだろうかというところを話し合いたいと思います。もちろん、こういった統計結果が出ていますけれども、皆さんが、例えば養護をする対象となっている子どもたちがどういうタイプか、というのをどう捉えるかによって、出てくる数字が変わってくると思います。

私の、英国の政府の人たちというのは、デンマークに行って視察してくるのがすごく好きで、あちらを見てきてその度に、向こうの制度はすばらしいと。向こうで養護を受けている子たちはみんな大学に進学しているし、問題は起こしてないし、ぜひ向こうでやっているのと同じことをイギリスでもやりましょうと言ったりします。そもそもデンマークは国として、そういった養護をすることによって子どもたちにいいことができる、子どもたちを良く育てることができると考えていて、養護に入ってくる子どもの数がイギリスの倍、いるんですね。そして、養

護を始めるときの性質も特に問題行動などがない子たちもたくさん入ってきていますから、のちのち、問題が起きるということも比較としては少なくなる。そういう事情もあるわけです。政府の人たちというのは、時に本当に単純に見たままのところを自分たちの解釈で考えてしまうところがあるので、私たちは専門家として、それはそうじゃなくて、現実はこうなんですよと説得するのが結構大変だったりします。皆さんの日本政府の人は、ぜひともそんな政府の方々ではないことを私は祈りたいと思います。

国連という組織も、ちょっとそういう単純なところが、若干ある組織で、子どもを施設養護に預けることに対して、それを止めましょうというような一大プログラムがあるわけなのです。これは、皆さんも同意してくれるのではないかなと思う点としまして、３歳に満たない乳幼児は施設ケアに入れるべきではないというところはあります。ですが、その上で大切だと私が考えているのは、この施設養護と家庭的な里親養護がそれぞれの国でパートナーシップを持ちながら、関係性を持ちながら運営されていくことだと思います。ここでその国連のガイドラインについて、皆さんにご参考までに、ここに書いてありますけども、ここでは、里親ケアに関してとか、代替ケアについてとか、いろいろといいことも書いてはあるのですが、こういったことを読むときに、実際にこれを日本で使うときに本当にこれが適切であるかどうか。ドイツならドイツで、その半数の子どもがすでにすばらしい施設ケアを受けていることを前提に考えたときに、本当にこれをこのままでいいのかどうかと、自問して考えてみなければいけないと思います。

国連2009年代替ケアのガイドライン
スライド12

- 21. 施設ケアは、子どもの最善の利益に合致するような、必要な場合に限られるべき
- 22. 乳幼児（特に３歳以下）の代替ケアは、家庭的養護であるべき（きょうだいケースや緊急の場合の短期間を除く）
- 23. 施設養護と家庭的養護は子どものニーズを満たす上で、補完しあう

大人数の施設が残るところでは、脱施設化へ向け、他の手段がとられるべきである。

スライド13

質問：言及した事柄は、アングロサクソン的か、あるいは貧困国寄りか？

ヨーロッパや日本の歴史や施設の活用を考慮に入れていないのでは。

1989年「国連　子どもの権利条約」
2009年「国連　子どもの代替ケアのガイドライン」
2009年「ユニセフ　養護児童の指標測定」

◆治療里親と養育里親

ここで、皆さんに、日本の政府の皆さんを含めてですけれども、ぜひ、考えてみていただきたいところがあります。まず、この「里親家族」をどういうふうに活用したいと考えているのか。それを考えて初めて、どのようなタイプの里親家族が必要となってくるのかが分かるわけです。里親家族が必要であると分かったならば、今度は、そういった里親に対してどのような研修や支援や手当が必要になってくるのだろうかと考えます。それが、二番目の質問です。

これからは、特に二つの重要な項目であります治療里親、治療の部分と養育里親の部分、この２点についてお話を進めたいと思います。というのは、動機と適切な子どもを適切な里親にマッチングするというところ。これが、子どもを養護するということにおいては、とても重要なポイントになってきますので。実は福岡の児童相談所の方と意見交換をしたときに、どうしても私は向こうのおっしゃっていることと相容れないなと思ったところがあったのです。その施設の方が、子どもは長い間、養護（里親）に置いていたら駄目なので、できるだけ短期で出すようにしていますとおっしゃっていたので、そうじゃ

基本的な考え方は
スライド１４

- 里親をどのように活用したいか？
- 里親委託を考慮するのはどのような種類の子どもか？
- 研修、支援、治療、手当てのモデルのうち、目的を達成するために参考になる例はどれか？

ありませんと言いました。「間違っています」と強い言葉で言ってしまったのですが、通常はそんな言葉は、私あまり使わないのですけど、本当に違うと思ったのでそうお伝えしました。例えば、子どもがどうしても欲しいけれども、自分たちの子どもは持てない夫婦がいたとします。で、そういった人たちが里親になりたいとします。そういう人たちがいる一方で、里親に預けて、預けっぱなしという人たちもいるわけで、そういう人たちに、何とか子どもに会いに来てくださいとか、いろいろないいことを言って説得したとしても、実際そういったことは起こらないわけです。せっかく里親になりたいと言ってくれる人がいるのに、自分が生まれた実の親のところに何とか短期で戻そうとしても、それではうまくいきません。それでしたらば、その思いやりのある、育てる意欲のある人たちのところに行って、長期間、そこの家族で暮らせた方がいいわけです。ですので、もし皆さんが里親を募集される場合、一番下の養育里親と、それ以外の上のところと、意識的に分けて募集されるのがよろしいかと思います。

皆さんの国の統計を見れば、やはり、その両方が必要であるというのは間違いないと思います。

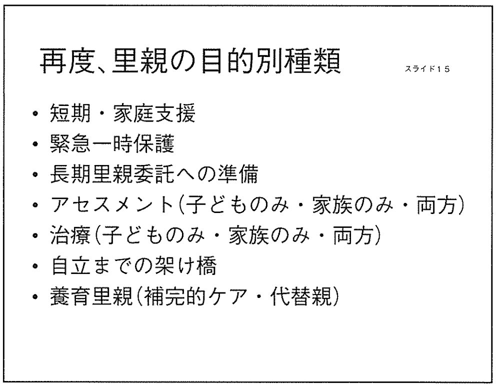

これは、イギリスのシステムなのですが、実際に里親に対してはソーシャルワーカーが一人、その家庭委託になった子どもに対しても担当のソーシャルワーカーが一人付いています。実際にその里親養護をしている人たちというのは、担当のソーシャルワーカーと年に一度振り返りをして、実際に自分が望んでいるような目的のことができているだろうかを振り返ります。ですから、里親になる人によっては、この上の六つをやりたいので、すでにこれを始めている人もいると思います。または、もともとは短期的に上六つの項目で子どもの養護をしようと思って引き取ったのだけれども、本当にその子を愛してしまって、最終的にはその一番下の養育里親となるケースもあります。ですので、里親を探す際には、ぜひ、この二つ、上の六つと一番下の一つ。この違いをはっきり分けて、皆さんがどういう人を必要としているのかを明確に示すのがとても重要です。一般論ですが、子どもがいないご夫婦の場合は、一番下の養育里親を望むケースが多いです。ご自分たちの子どもがいるというご家庭の場合には、上の六つの点のところを目的とした里親になりたい方が多いです。または、ちょっとお年が上の方とか、専門職の方々、そういった方々は上の方を担当したいと考えることが多いです。特に、この上の六つを担当してくれる人を探したいとお考えであれば、その人に対して手当は払わなくてはいけません。里親で手当てをもらっている人たちは、日本にもいるのかもしれませんけども、実際に必要としているものにはまだ満たないと思います。

◆社会的養護の成果に関する調査

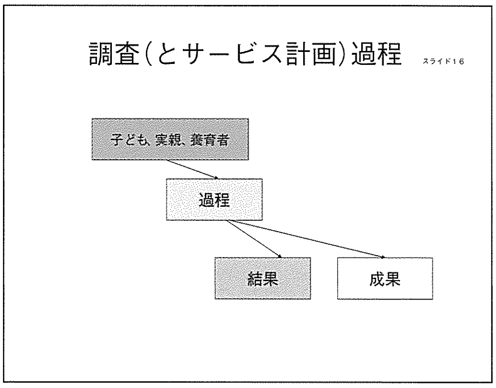

少し調査のことについてお話をしたいと思うのですが、私が今まで説明したことをまとめるとこうなります。まずは、どういったものでも、どういう調査をしたいかとか、どういうケアを計画したいとかを考える場合には、まず、その養護の対象となる子どもたちが、どういった子どもたちなのかを考えます。そして、最終的な成果、結果としてどういうものを望んでいるのか。そして、そのような成果を得るためにどういう過程を踏むのかを考えます。私たちが

行っている調査では、どのように成果を測定しているかということを、これは、リストしただけのものですので、特段、説明は必要ないと思います。ただ、一つ言っておきたいのは、本当に養育をするという意味で子どもを引き取るのであれば、その子が22歳になったときに、本当に家族の一員であるかどうかということを考えていただきたいと思います。例えばそうではなくて、里親となっている目的が、その子の行動を変えていくために行っているのであれば、測定となる対象はその子どもの態度や行動が変わっているのかを見ます。そして、もう一つ大事なのが満足度。その里子となった子どもがこの家族で満足できているかどうか。そして、その引き取った方の家族が、本当にこれは自分としてもやり甲斐のあることであると感じられているだろうかということです。こういった、里親ケアの成果について、リサーチをしているところで有名なピーター・ペコラ教授がおられます。講演にいらしたときにそれを聞いた方もいらっしゃると思いますが。

成果の測定方法 スライド17

- 委託が予定期間継続したか・途中解除か（大人になってからも「家族の一員」であるか）
- 身体的・心理的に健全である（治療目的が達成されたか）
- 教育・雇用の達成度
- 個人的・文化的・養/里親家庭で養護されているというアイデンティティー
- 大人になってからの対人関係
- 家族全員の満足度

◆里親ソーシャルワーカーの仕事

ソーシャルワーカーであるとか、児童相談所のケア・チーム、そういった人たちの職務、使命というのがあるのですが、それを内訳として書いたものがこちらです。まずこういった人たちは、子どもに直接働きかけることができる技術を持っていなくてはいけません。そういったことの一環としてのライフ・ストーリー・ワークなど、子どもといかに直接的に働きかけることができるかというのは、先生の著書が一冊あると思います。というのは、こういった里親制度の成果を測るものの一つとして、その引き取られた子どもが、若者の年になったときに、自分のアイデンティティとして、自分が養子であるとか、里子であるということをしっかりと持っていて、特にそれに対して何か人生の汚点であると感じることがないかどうかが、成果を測る一つのポイントとしてあります。このように養子縁組をされて大人になった人たちの中には、喪失感というものをずっと持ち続けていて、何とかその自分の生みの親、家族に会いたいと、それを捜し求める人たちがいます。というのは、自分の生みの母親がなぜ自分の世話をしてくれなかったのかについて、誰もその理由を教えてくれなかったからです。それと、里親側についても、その子どもの過去、どういう経緯があったのかということについてオープンに話す姿勢が必要です。ですので、そういった意味でも、ソーシャルワーカーとしては、その実親と直接に働きかけるといったことができてないといけないわけです。そういったこともありまして、イギリスでは、この長期的に里親のケアを受けている子どもたち、また、養子となった子どもたちでも、90％以上がもともとの自分の生みの家族との交流を続けているという統計もあります。例えば、その交流でも、バースデーカードが届くとか、一年に一回くらい手紙をやり

里親ソーシャルワーカーの仕事
（イギリスでは里親に１人、子どもに１人） スライド18

- 子どもに直接働きかける
- 実親に直接働きかける（特に交流や家庭復帰について）
- 里親申請者のアセスメント
- 里親に教育的、支援的、時々治療的働き

（続く）

スライド18−2

（続き）
- 子どもをフォスターケアラー・里親にマッチング
- ケースに関して専門職に連絡
- ケース会議に出席
- 記録・ケース記録の作成

取りするとか、そういうことだけかもしれませんけども、まったく縁を切ることはないわけです。

ソーシャルワーカーの仕事として、次の段階で出てきますのは、じゃあ、里親はどういった人がふさわしいのかと、そこを評価するところです。このような子どもを引き取って育ててくれる里親をアセスメントすることは、とてもスキルのいる仕事で、ただ単に、「そういうのをやりたいですか、やりたいならいいですよ」っていうふうにOKを出すという単純な作業ではありません。こういう里親候補の人たちをアセスメントしていく人たちは、実際にはしかるべき資格を持ったソーシャルワーカーでなければいけません。というのは、児童の虐待などについても深い知識も必要ですし、なぜ、そのような養護が必要になったかも含めて、とても幅広い、いろいろなことに対しての深い知識がなければできない仕事ですので、ある意味、そういう子どもと家庭と福祉などについてのスペシャリストでなければ、そのアセスメントはできません。そして、その里親に対して研修や教育を施したり、支援をしたり、時には、治療的なセラピーのようなことも、してあげなければいけないという仕事を持ちます。というのは、そういう関係がうまくいっていないような里子というのは、里親との間で何か問題を起こすことが多くあります。うまくいかなくなった結婚したカップルと同じようなもので、話がこじれることはとてもよくあるのです。ですから、結婚しているカップルの相談を受けるようなセラピーができるような人でなければ、このソーシャルワーカーとなれないということも、側面としてはあったりします。ですので、このソーシャルワーカーは、いろいろな専門知識を持った人から構成する専門職のチームの一員として働ける人でなければいけません。そのチームというのは、心理学的な専門家であるとか精神科医であるとかセラピストであるとか障がいについてのプロであるとか、そういったメンバー構成ですが、その一員とならなければいけません。

ですが、ソーシャルワーカーとしての一番大事なもの、「職務」は、その里子を里親と引き合わせてマッチングをするところです。「子どものニーズは何であるか」と。「その里親候補者が里親となることで、その行為から、この人たちは何を得ようとしているのか、どういう成果を欲しいと思っているのか」。ここがどうして重要かといいますと、その里親の人たちが考えている目標を達成できなければ、その人たち、途中で諦めてしまうかもしれないからです。これはよく言われていることなのですけれども、この研究結果からも分かっているのですが、この最初のマッチングがうまくいっていなければ、どんなにすばらしいセラピーを後からしても、そこのところを修復することはできないと言われています。

またソーシャルワーカーとして、ケース会議がたくさんありますけど、何度も出席しなければいけませんし、また、報告書など記録作成もしなければいけません。特に、実際にその子たちを生んだ元の家族に関してのレポート。こういった家族は今後こういうふうによくなる可能性があります。そういったことを報告書にして書いたりもします。
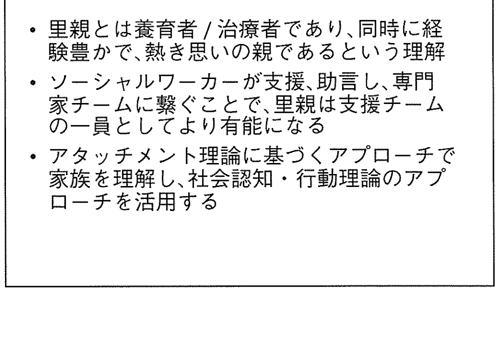
では、そういった子どもたちとか家族を助けるチームとして、どういうアプローチやツールを使っているかと言いますと、文献などによれば、里親というのはイコールセラピストであると表現しているところもありますし、また、いろいろな違いを持った、いろいろな経験があって、そしてスキルを持っていて、とても熱心な親たちであると表現しているものもあります。例えば、フランスではセラピストとして里親が見られています。ですが、イギリスではどうかと言いますと、経験豊かなとても熱心な親イコール里親であると考えられています。もちろん、それは里親によってまちまちであると言えますが、本当のところはそうかもしれません。さ